

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に
関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号。以下「条例」という。）第7条の規定により、固定資産税の課税免除（以下単に「課税免除」という。）の手續に関し必要な事項を定める。

(課税免除の申請等)

第2条 事業者（条例第4条第1項の事業者をいう。以下同じ。）は、課税免除を受けようとする年の1月末日までに、固定資産税課税免除申請書（様式第1号）及び産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、課税免除の可否について決定の上、固定資産税課税免除決定（不決定）通知書（様式第3号）により、事業者に通知する。

3 市長は、前項の規定により課税免除の決定通知を行う場合において、「離島振興を促進するための佐渡市の産業の振興に関する計画」に適合する設備であると認められるときは、その旨を明記した産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（様式第2号）を併せて事業者に通知する。

(届出)

第3条 条例第5条の規定により、事業者は、課税免除を受ける期間において、次の表の左欄に掲げる事由が生じた場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

事由	届出書
申請関係書類の記載事項に変更があったとき。	記載事項変更届（様式第4号）
設備が廃止されたとき。	設備廃止届（様式第5号）

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、条例第6条の規定による取消しを行う場合は、固定資産税課税免除取消通知書（様式第6号）により、事業者に対して通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。